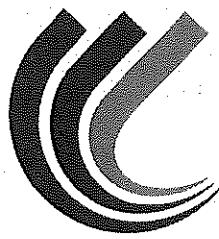
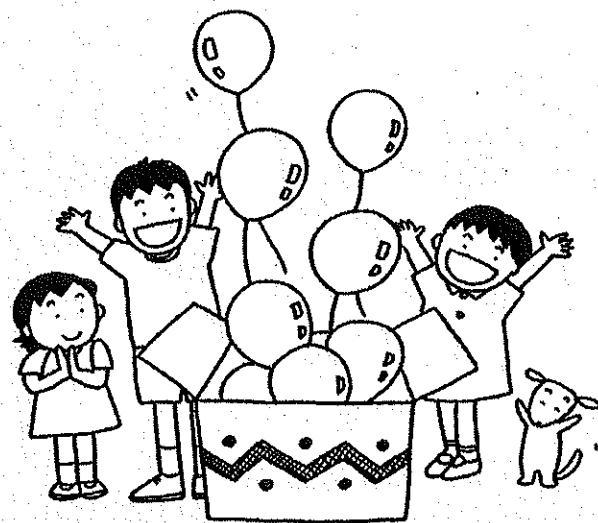


# 第6期新温泉町障害福祉計画

# 第2期新温泉町障害児福祉計画



令和3年3月  
新温泉町

## 目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の目的・性格	
2. 障害者福祉計画と障害福祉計画との関係	
3. 計画期間及び見直し時期	
4. 国・県等との連携	
5. 関係機関との連携	
6. 計画の進行管理	
第2章 基本理念	4
第3章 令和5年度の成果目標	5
1. 福祉施設から地域生活への移行	
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
3. 地域生活支援拠点等の整備	
4. 福祉施設から一般就労への移行	
5. 障害児支援の提供体制の整備	
6. 相談支援体制の充実と強化	
7. 障害福祉サービス等の質の向上	
第4章 障がい福祉サービス及び相談支援	9
1. 障がい福祉サービスの体系	
2. 訪問系サービス	
3. 日中活動系サービス	
4. 居住系サービス	
5. 相談支援	
第5章 地域生活支援事業	21
1. 必須事業として実施する事業	
2. 任意事業として取り組む事業	
第6章 第2期障害児福祉計画	28
1. 障がい児通所支援サービス・相談支援	

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画の目的・性格

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という) 第88条に基づき、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

#### [障害者総合支援法 抜粋]

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
    - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
  - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況その障害の状況を勘案して作成されなければならない。
  - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
  - 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
  - 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一條第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
  - 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
  - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
  - 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 2 障害者福祉計画と障害福祉計画との関係

新温泉町障害者福祉計画は「障害者基本法」に基づいた「障がい者のための施策に関する基本的な計画」であり、新温泉町障害福祉計画は「障害者総合支援法」に基づいた「障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」です。

本町の障がい者施策は「新温泉町障害者福祉計画」において障がい施策全般の方向性を決め、「新温泉町障害福祉計画」においてサービスの拡充と提供における具体的な方策を示します。

### ●各計画の関係性

	障害者福祉計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
上位計画	《国》障害者基本計画 《県》ひょうご障害者福祉計画（平成27年に統合）	《国》障害者基本計画 《県》ひょうご障害者福祉計画（平成27年に統合）	《国》障害者基本計画 《県》ひょうご障害者福祉計画（障害福祉計画と一体）
計画期間	6年間	3年間	3年間
性格	障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する3年を1期として定める計画であり、障害者福祉計画と統合して作成することができる。	児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画であり、障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
位置付け	国の「障害者基本計画」と「ひょうご障害者福祉計画」に沿った町の計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の具体的な数値目標	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する目標

## 3 計画期間及び見直し時期

第5期新温泉町障害福祉計画（期間：平成30年度～令和2年度）に続き、令和3年度から令和5年度の3年間を第6期計画の期間とします。

なお、以降については3年を1期として見直しを行うことを基本としますが、国の動向により計画の根拠となる制度や法律などが大幅に変更した場合、上記に関わらず適宜、見直しを行います。

#### 4 国・県等との連携

本計画の推進にあたっては国及び県の動向を踏まえ、連携を図りながら、適切な施策展開を推進します。

なお、各サービス等の見込量は、国・県から示された基本指針に基づき、新温泉町の実情を勘案のうえ算出します。

#### 5 関係機関との連携

本計画の着実な推進にあたり、府内の関係部署と連携を図るとともに、新温泉町障がい者自立支援協議会等において各サービス提供事業所・団体等との情報交換や協議を行うことで、適切なサービス提供体制を整備します。

また、新温泉町内のみでは提供が困難なサービスについては、近隣市町と連携し広域での支援を実施する等、柔軟な対応に努めます。

#### 6 計画の進行管理

この計画の円滑な推進を図るため、PDCA サイクルの確立が求められます。障がいのある人、事業者、関係団体や新温泉町障がい者自立支援協議会等の意向を反映させながら、年度ごとに計画の進捗状況を把握し評価・点検のうえ、必要に応じて見直しを行います。

##### ～ 障害福祉計画における PDCA サイクルのイメージ～

###### ●基本指針●

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標。  
サービス提供体制に関する見込量の算出根拠の提示。

###### ●計画（Plan）●

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定する。  
障がい福祉サービスの見込量やその他確保方策等を定める。

###### ●改善（Act）●

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると  
認める時は障害福祉計画の見直し等を実施。

###### ●実行（Do）●

計画の内容を踏まえ、事業を  
実施する。

###### ●評価（Check）●

成果目標及び活動指標については、1年に1回、その実績  
を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、  
障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。

## 第2章 基本理念

この計画は、次の2つの基本理念に基づき、地域における障がい福祉サービスの推進に努めます。

### 1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別・程度を問わず、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスを提供できるよう、サービス提供体制の整備を進めます。

### 2 地域生活移行や就労移行・定着等の課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活への移行や一般就労への移行・定着等、様々な課題に対応するサービス提供体制を整備するとともに、地域の社会資源を最大限に活用しながら、地域全体で支える体制を整備します。

## 第3章 令和5年度の成果目標

### 1 福祉施設から地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

施設入所者の地域生活への移行の成果目標として、令和元年度末時点から6%以上を地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを目標値とします。

#### 【町の成果目標の設定】

- ①令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数38人のうち、2人(6%)を地域生活へ移行することを目指します。
- ②施設入所者数は令和5年度末までに令和元年度末の施設入所者数38人から1人(1.6%)減少した37人を目指します。

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針】

- ①精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とします。
- ②精神病床における1年以上の長期入院患者数を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ③精神病床の退院率について、3ヶ月後69%以上、6ヶ月後86%以上、1年後92%以上とします。

#### 【町の成果目標の設定】

- ①但馬圏域精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の構成員として取組を継続します。
- ②関係機関で構成する新温泉町障がい者自立支援協議会において、情報共有や連携を行います。
- ③長期入院患者の大半が65歳以上の高齢者のため、地域包括支援センターと連携して、入院患者支援にあたります。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

#### 【国の基本指針】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備し、年1回以上運用状況を検証・検討することを目標とします。

#### 【町の成果目標の設定】

障がいのある人の地域生活を支援するための相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の集約を行う拠点については、全国的に整備が進んでいません。今後、他市町の動向や事例を注視するとともに、圏域内市町との連携や町外の施設の活用も含め検討し、面的整備の方向で令和5年度末に整備することを目指します。

### 4 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国の基本指針】

福祉施設から一般就労への移行を令和元年度実績の1.27倍以上とし、うち就労移行支援事業は1.30倍、就労A型は1.26倍、就労B型は1.23倍を目標とします。就労移行支援事業利用者は、一般就労移行者のうち7割以上の利用であること、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所が7割以上であることを目標とします。

#### 【町の成果目標の設定】

- ①福祉施設から一般就労の移行者数は、令和5年度末までに、令和元年度実績の2人から、3人（1.27倍以上）を目指します。
- ②就労移行支援事業の利用者数は、令和5年度末までに、令和元年度実績の1人から、2人（2割増）を目指します。
- ③町内に就労継続支援B型事業所が4カ所ありますが、就労移行支援事業所の整備は難しい現状があります。そのため、今後も令和2年度に町として取り組んだ、公園清掃や公用車の洗車等の委託事業を就労継続支援B型事業所等に依頼し、障がい者の就労場所の拡大に繋げます。また、町内の事業所と連携して、就労継続支援B型事業所から一般就労しやすい体制づくりを進めるとともに、福祉就労に頼らない就労のあり方（短

時間雇用等)について、実務者部会で協議します。

## 5 障害児支援の提供体制の整備

### 【国の指針】

- ①児童発達支援センターを各市町村少なくとも1カ所設置します。
- ②難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保します。  
(各都道府県)
- ③保育所等訪問を利用する体制を各市町村で構築します。
- ④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保します。
- ⑤医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターを配置します。

### 【町の成果目標の設定】

児童発達支援センターは圏域で1カ所整備済であり、保育所等訪問の利用体制については、近隣事業所で利用可能となっています。

令和3年度以降も重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援として、医療機関及び教育・福祉関係機関の協議の場を継続して設けることとします。

また、医療的ケア児の状況によっては、コーディネーターの配置も検討していきます。

## 6 相談支援体制の充実と強化

### 【国の指針】

各市町村は各圏域で、相談支援体制の充実と強化に向けた体制を確保します。

### 【町の成果目標の設置】

令和3年度中に基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化に繋げていきます。

## 7 障がい福祉サービス等の質の向上

### 【国の指針】

各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築します。

### 【町の成果目標の設定】

近隣市町との合同研修等を定期的に開催し、町職員、障がい福祉サービス関係者が知識・技能を深め、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。

## 第4章 障がい福祉サービス及び相談支援

### 1 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法によるサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で成り立っています。

このうち自立支援給付は、日常生活上必要な介護を受ける場合のサービスである介護給付と、地域で生活を行うために一定の訓練等の提供を受けるサービスである訓練等給付のほか、計画相談支援給付や地域相談支援給付、自立支援医療、補装具などに分けられます。

さらに、介護給付と訓練等給付は、訪問系サービスと日中活動系サービス、居住系サービスに分類されます。

### 2 訪問系サービス

#### (1) 訪問系サービスの種類、内容

サービス名	内 容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除、買い物などの家事援助、通院等介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時及びそれに伴う外出先において必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

## (2) 訪問系サービスの必要量の見込み

居宅介護事業所は町内に1カ所ありますが、令和元年度の利用者数実績は見込量に達していません。介護保険への移行や養護老人ホーム、グループホームへの入所も増加傾向にありますが、サービス利用のニーズは感じられるため、実務者部会等でのニーズを反映しています。

### ア 居宅介護

#### 第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	10人	12人	13人
	利用時間数（月平均）	70時間	82時間	90時間
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	6人	5人	6人
	利用時間数（月平均）	36時間	31時間	36時間

#### 第6期計画の見込量

区分	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	8人	10人	10人
利用時間数（月平均）	44時間	52時間	52時間

### イ 同行援護

#### 第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	3人	2人	2人
	利用時間数（月平均）	12時間	8時間	8時間
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	1人	1人	1人
	利用時間数（月平均）	13時間	8時間	10時間

#### 第6期計画の見込量

区分	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	1人	1人	1人
利用時間数（月平均）	10時間	10時間	10時間

### 【見込量確保のための方策】

- 制度の周知徹底やニーズの掘り起こしを行い、介護保険事業所などが参入しやすいように、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- 介護保険でもヘルパー不足の課題があるため、総合事業の家事援助対象者を精査し、介護保険、障がい分野でもヘルパーを利用しやすい環境を整えます。また、総合事業の家事援助のマンパワー不足を、障がい者が担える体制づくりを進めます。
- 利用者のニーズを十分に把握し、適切なサービスの提供に努めます。
- ホームヘルパーに対する研修等への参加を奨励し、質の高いサービスが提供されるよう働きかけます。

### 3 日中活動系サービス

#### (1) 日中活動系サービスの種類、内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介助、創作的活動、生産活動の機会をつくるなど障害者支援施設で提供される昼間の活動をいいます。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため支援が必要な身体に障がいがある人に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため支援が必要な知的・精神に障がいがある人に、自立した日常生活、社会生活が送れるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいがある人に、知識・能力の向上のための訓練、実習、就職活動を通じて、障がい特性のあつた職場への就職・定着を図るための支援を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業での雇用が困難な障がいがある人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般企業での雇用に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業での雇用が困難な障がいがある人や一定年齢に達している障がいがある人に対し、雇用契約を結ばない程度の就労の機会を提供することで、知識・能力の向上または維持するための支援を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握とともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。
療養介護	常時介護を必要とする障がいのある人のうち、医療処置を必要とする人に対して、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で提供される介護や日常生活の世話をしています。
短期入所	介護者及び障がいがある人の事情により、障がい者支援施設等に短期間宿泊するサービスをいいます。

(2) 日中活動系サービスの必要量の見込み

多機能型事業所（1カ所）と就労継続支援B型事業所（3カ所）が増え、その利用人数も見込量に反映しています。

町内には短期入所事業所が整備されていないため、鳥取市や豊岡市等の事業所を利用していますが、ニーズは年々高くなっています、整備を促進する必要があります。

**ア 生活介護**

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	46人	52人	52人
	利用日数（月平均）	1,080日	1,128日	1,128日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	50人	53人	56人
	利用日数（月平均）	1,061日	1,151日	1,170日

第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）		58人	58人	60人
利用日数（月平均）		1,214日	1,214日	1,258日

**イ 自立訓練（機能訓練）**

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	1人	2人	2人
	利用日数（月平均）	20日	30日	30日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	1人	1人	2人
	利用日数（月平均）	15日	20日	29日

第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）		2人	1人	1人
利用日数（月平均）		44日	22日	22日

ウ 自立訓練（生活訓練）

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	3人	3人	3人
	利用日数（月平均）	40日	40日	40日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	1人	1人	1人
	利用日数（月平均）	10日	3日	22日

第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）		1人	1人	1人
利用日数（月平均）		22日	22日	22日

工 就労移行支援

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	2人	2人	2人
	利用日数（月平均）	30日	30日	30日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	1人	1人	0人
	利用日数（月平均）	21日	9日	0日

第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）		1人	1人	1人
利用日数（月平均）		22日	22日	22日

オ 就労継続支援（A型）

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	3人	3人	3人
	利用日数（月平均）	60日	60日	60日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	3人	3人	2人
	利用日数（月平均）	59日	58日	44日

**第6期計画の見込量**

サービス名	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	2人	2人	2人
利用日数（月平均）	44日	44日	44日

**力 就労継続支援（B型）**

**第5期計画の見込量と実績**

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	37人	45人	45人
	利用日数（月平均）	680日	840日	840日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	43人	50人	55人
	利用日数（月平均）	794日	920日	930日

**第6期計画の見込量**

区分	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	57人	57人	57人
利用日数（月平均）	974日	974日	974日

**キ 療養介護**

**第5期計画の見込量と実績**

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	10人	10人	10人
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	8人	7人	7人

**第6期計画の見込量**

区分	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	7人	7人	7人

### ク 短期入所

#### 第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	5人	6人	7人
	利用日数（月平均）	45日	52日	55日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	6人	5人	7人
	利用日数（月平均）	51日	40日	65日

#### 第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）		8人	8人	8人
利用日数（月平均）		35日	35日	35日

### ケ 就労定着支援

#### 第5期計画の見込量

区分		30年度	元年度	2年度
利用者数（月平均）		0人	0人	1人
実績		0人	0人	0人

#### 第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）		1人	1人	1人

#### 【見込量確保の方策】

- 就労継続支援は充実しましたが、就労移行支援事業所の整備は困難な状況にあります。町は、就労継続支援B型から一般就労へ移行できるよう、事業所と連携します。
- 福祉就労に頼らない就労のあり方（短時間雇用等）について、実務者部会で協議します。
- 介護保険事業所等の民間事業者の参入を促進し、多様な事業主体によるサービス供給体制の充実を図ります。
- 町内の既存施設の利用など、社会資源の活用を促進します。

## 4 居住系サービス

### (1) 居住系サービスの種類、内容

サービス名	内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設で、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、病院等から一人暮らしへの移行を希望する方に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応等を行います。

### (2) 居住系サービスの必要量の見込み

町内にグループホームが整備されていないため、豊岡市や鳥取市等のグループホームを利用されている現状があります。住み慣れた地域で生活できるよう整備を進めています。

また、その利用者数を見込量に反映しています。

#### ア 共同生活援助（グループホーム）

##### 第5期計画の見込量と実績

区 分	30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均） 37人	38人	40人
実 績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均） 29人	30人	33人

##### 第6期計画の見込量

区 分	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	43人	53人	53人

#### イ 施設入所支援

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数(月平均)	35人	35人	34人
実績 (R2年度は見込)	利用者数(月平均)	35人	38人	39人

第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数(月平均)		38人	37人	36人

#### ウ 自立生活援助

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数(月平均)	0人	0人	1人
実績 (R2年度は見込)	利用者数(月平均)	0人	0人	2人

第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数(月平均)		2人	2人	2人

#### 【見込量確保の方策】

- 町内における、共同生活援助（グループホーム）の設置について整備を進め、今後も、介護保険事業所等の民間事業者の参入を促進します。
- 町内の既存施設の利用など、社会資源の活用を促進します。

## 5 相談支援

### (1) 相談支援の種類、内容

サービス名	内 容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障がいのある人の課題の解決や適切なサービスの利用のためのサービス等利用計画の作成。また、一定期間ごとに計画内容の見直しをします。
地域移行支援	施設・病院に入所・入院している障がいのある人が、地域における生活に移行できるよう地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等の支援を行います。
地域定着支援	施設・病院から退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安な障がいのある人に対し常時の連絡体制を確保し緊急時の対応など地域における生活の支援を行います。

### (2) 相談支援の必要量の見込み

令和元年度から令和2年度に、指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所が増え、利用者が事業所を選択できる等、体制が充実しています。

#### ア 計画相談支援

##### 第5期計画の見込量と実績

区 分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数	129人	139人	149人
実 績 (R2年度は見込)	利用者数	116人	132人	134人

##### 第6期計画の見込量

区 分	3年度	4年度	5年度
利用者数	139人	144人	149人

## イ 地域移行支援

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数	2人	2人	2人
実績 (P2年期は算込)	利用者数	0人	2人	3人

第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
	利用者数	3人	3人	3人

## ウ 地域定着支援

第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数	2人	2人	3人
実績 (P2年期は算込)	利用者数	4人	3人	3人

第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
	利用者数(月平均)	4人	4人	4人

### 【見込量確保の方策】

- 新温泉町障がい者自立支援協議会や但馬圏域障害者相談支援事業担当者連絡会等を活用し、指定相談支援事業者（特定・一般）との連携強化を図り、地域における相談支援体制の充実と、質の高い相談支援ができるよう努めます。
- 精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等で県や関係機関と連携し、地域移行支援、地域定着支援を推進します。

## 第5章 地域生活支援事業

本町では、この地域生活支援事業を障がい福祉サービスの補完事業として位置付け、必須事業を適切に実施するとともに、任意事業においても創意工夫のもと地域の実情とニーズに対応した柔軟な事業展開を目指します。

### 1 必須事業として実施する事業

#### (1) 相談支援事業

サービス名	内 容
障害者相談支援事業	障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、地域の相談支援事業者では対応の困難な個別事例の対応を行う等、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言及び情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居にあたり支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きや生活上の課題に対して関係機関から必要な支援が受けられるよう調整を行います。

#### 第6期計画の見込量

事業名	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績見込み	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み
障害者相談支援事業	有 (4箇所)	有 (5箇所)	有 (6箇所)	有 (6箇所)	有 (6箇所)	有 (6箇所)
基幹相談支援センター	無	無	無	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	無	無	無	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	有

### 【見込量確保の方策】

- 障害者相談支援事業については、平成 26 年度に開設した町直営の相談支援事業所で実施するほか、令和元年度に 1 力所、令和 2 年度に 1 力所開設された町内の事業所及び豊岡市内の事業所への委託も引き継続実施します。
- 基幹相談支援センターについては、令和 3 年度中に町直営の相談支援事業所における事業実施に向けて関係機関と連携し、取り組みます。
- 関係機関・団体・事業者等で構成する新温泉町障がい者自立支援協議会の運営強化を図ります。
- 相談窓口、相談事業の実施についてさらなる周知に努め、相談支援体制の強化を図ります。

### (2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

第6期計画の見込量

	30年度 実績	元年度 実績	2 年度 実績(見込み)	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み
利用件数	29 件	25 件	24 件	24 件	24 件	24 件

### 【見込量確保の方策】

ひょうご手話通訳センターと連携し、手話通訳者等派遣の実施を継続します。また、手話奉仕員養成講座の修了者を手話奉仕員として派遣することや遠隔手話通訳サービスの導入について今後検討します。

### (3) 手話奉仕員養成研修事業

手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚、音声機能及び言語機能に障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を推進し、聴覚障がい者等の理解を広めます。

第6期計画の見込量

	30年度 実績	元年度 実績	2 年度 実績(見込み)	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み
修了者数	14 人	14 人	14 人	18 人	18 人	22 人

### 【見込量確保の方策】

兵庫県聴覚障害者協会に委託のうえ事業を実施します。また、広く住民に周知し、地域における手話言語等についての意識の高揚を図ります。

### (4) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいがある人等に対し、日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図り、社会参加や自立を促します。

品目	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、移動用リフト等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、移動・移乗支援用具等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	在宅で生活している障がいのある人に対し、在宅における移動等が円滑に行なえるよう、段差の解消やスロープの取り付け等、小規模な住宅改修を伴う用具

### 第6期計画の見込量

品目	30年度 実績	元年度 実績	2 年度 実績(見込み)	3 年度 見込み	4 年度 見込み	5 年度 見込み
介護訓練支援用具	0件	2件	1件	2件	2件	2件
自立生活支援用具	1件	2件	1件	3件	3件	3件
在宅療養等支援用具	2件	0件	4件	3件	3件	3件
情報・意思疎通支援用具	5件	4件	0件	3件	3件	3件
排泄管理支援用具	326件	334件	340件	372件	372件	372件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0件	0件	0件	1件	1件	1件

### 【見込量確保の方策】

対象者及び関係者に情報提供を行い、ニーズに応じた給付等を行います。

## (5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活や社会参加の促進を図ります。

### 第6期計画の見込量

	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績(見込み)	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
実利用者数	14人	15人	13人	15人	17人	17人
延利用時間数	263 時間	315 時間	250 時間	322 時間	394 時間	394 時間

#### 【見込量確保の方策】

障がいの特性に応じた適切な利用を促進するとともに、多様なニーズに対応できるよう、町内のサービス提供事業者の資質の向上と新たなサービス提供事業者の参入の促進に努めます。

## (6) 地域活動支援センター事業

### ○基礎的事業

利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業を実施します。

### ○機能強化事業

基礎的事業に加え、次の事業を実施します。

I型 = 専門職員（社会福祉士や精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成などを行います。

II型 = 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

III型 = 一定要件を満たした概ね5年以上の運営実績をもつ小規模作業所の主な移行事業として実施します。また、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。

#### 【町内の地域活動支援センターの状況】

地域活動支援センター名	設置年月日	事業形態
地域活動支援センターのぎく	平成21年4月	III型

第6期計画の見込量

	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績(見込み)	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
施設数	2箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
利用者数(月平均)	18人	8人	7人	10人	10人	10人

【見込量確保の方策】

平成30年10月に、地域活動支援センターきららが障害福祉サービス事業所に移行したことにより、町内の地域活動支援センターは、のぎく1カ所です。

地域における日中活動の場として、事業の周知及び利用促進に努めるとともに、居場所づくりや生きがいづくり、困りごとが相談できる機会の提供など事業内容を充実させ、地域活動支援センターの機能強化を図ります。

(7) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

第6期計画の見込量

	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績(見込み)	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
実利用者数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

【見込量確保の方策】

制度理解の促進や利用の啓発を図り、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ制度の使用が困難である人を支援します。

(8) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

第6期計画の見込量

	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績(見込み)	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
事業実施	無	無	無	無	無	有

### 【見込量確保の方策】

広域的に研修を実施する等近隣市町と連携することや、適切な事業運営が確保できると認められる団体への委託を検討します。

### (9) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

第6期計画の見込量

	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
事業実施	無	無	無	無	有	有

### 【見込量確保の方策】

障がいのある当事者や有識者による講演会、地域住民が障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会等、障がいについての知識や制度等の普及・啓発を目的とした活動を実施します。

### (10) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

第6期計画の見込量

	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績見込み	3年度 見込み	4年度 見込み	5年度 見込み
事業実施	無	無	無	無	無	有

### 【見込量確保の方策】

団体等が実施するピアサポート活動や孤立防止のための見守り活動、ボランティア活動等に対し支援を行います。

## 2 任意事業として取り組む事業

### (1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的な介護の負担軽減を目的とします。

### (2) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴が困難な環境にある障がいのある人について、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

### (3) 生活訓練等事業（知的障害者生活訓練等運営事業）

在宅の知的障がいのある人を対象として、家庭や地域での自立した生活ができるよう、宿泊による生活訓練を実施する団体等に対し、運営費助成の支援を行います。

### (4) 点字及び声の広報等発行事業

文字による情報の入手が困難な視覚障がいのある人に、点訳、音声訳その他分かりやすい方法による情報を提供することにより、視覚障がいのある人の福祉の増進を図ります。

### (5) 生活サポート事業

障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給決定を行うことが困難な障がいのある人に対し、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な生活支援又は家事援助等を行います。

### 【任意事業の見込量確保の方策】

- 各事業の周知を図り利用促進を行い、障がいのある人やその家族の支援に努めます。
- これまでに取り組んでいない事業についても、必要に応じて隨時、実施を検討します。

## 第6章 第2期新温泉町障害児福祉計画

### 1 障がい児通所支援サービス・相談支援

#### (1) 障がい児通所支援サービスの種類、内容

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の支援が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の支援が必要な児童（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の支援が必要な児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う支援が必要な児童に、その施設を訪問し、集団生活へ適応のための専門的な支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成すると共に、一定期間ごとに計画の見直しを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの、外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

## (2) 障がい児支援サービスの必要量の見込み

令和2年度に、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所が町内に開設され、サービスが利用しやすくなっています。そのため、特に放課後等デイサービスの利用者及び利用日数は増加傾向にあり、令和3年度以降の見込量に反映しています。

豊岡市に拠点をおく療育施設「北但広域療育センター」については、豊岡市、香美町と共同運用を行っていますが、今後も新規利用者の受け入れ体制を整える必要があります。療育の必要な子どもは年々増加しており、家族が抱える子どもの発達等の不安に対応するためにも関係機関と連携を図り、個々の状態やライフステージに応じた障がい児相談の充実を図ります。

### ア 児童発達支援

#### 第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	8人	8人	8人
	利用日数（月平均）	24日	24日	24日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	10人	8人	12人
	利用日数（月平均）	33日	25日	36日

#### 第6期計画の見込量

区分		3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）		12人	13人	13人
利用日数（月平均）		36日	39日	39日

### イ 医療型児童発達支援

#### 第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	1人	1人	1人
	利用日数（月平均）	1日	1日	1日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	1人	1人	1人
	利用日数（月平均）	1日	5日	4日

第6期計画の見込量

区分	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	0人	0人	0人
利用日数（月平均）	0日	0日	0日

ウ 放課後等デイサービス

第5期計画の見込量と実績

区分	30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	29人	29人
	利用日数（月平均）	160日	160日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	26人	23人
	利用日数（月平均）	150日	143日
			312日

第6期計画の見込量

区分	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	27人	27人	28人
利用日数（月平均）	351日	351日	364日

工 保育所等訪問支援

第5期計画の見込量と実績

区分	30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数（月平均）	8人	8人
	利用日数（月平均）	8日	8日
実績 (R2年度は見込)	利用者数（月平均）	5人	5人
	利用日数（月平均）	5日	5日

第6期計画の見込量

区分	3年度	4年度	5年度
利用者数（月平均）	7人	7人	8人
利用日数（月平均）	7日	7日	8日

## 才 障害児相談支援

### 第5期計画の見込量と実績

区分		30年度	元年度	2年度
見込量	利用者数	45人	47人	49人
実績 (R2年度は見込)	利用者数	45人	52人	53人

### 第6期計画の見込量

区分	3年度	4年度	5年度
利用者数	56人	59人	62人

### （3）見込量確保の方策

- 児童発達支援や放課後等ディサービスについては、北但広域療育センターの利用や、令和2年度に開設された町内の事業所の利用を見込んでいます。
- 保育所等訪問支援は、近隣市町でのサービス利用の体制を継続していきます。
- 子どもの成長に応じた支援が途切れることなく継続できるように、各関係機関との連携強化を図ります。
- 町に基幹相談支援センターを設置し、各相談支援事業所との連携を図り、体制の強化と充実を図ります。

## 新温泉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、新温泉町における障害福祉の推進を図ることを目的とする新温泉町障害者福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、新温泉町障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

### (掌握事務)

**第2条** 策定委員会は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 障害者のための施策に関する基本的な事項
- (2) 各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量及びそれを確保するための方策
- (3) 地域生活支援事業の実施に関する事項
- (4) その他計画の策定に必要な事項

### (組織)

**第3条** 策定委員会の委員は、15人以内で組織し、町長が委嘱する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は互選により選出する。

### (任期)

**第4条** 策定委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する掌握事務の終了日までとする。

- 2 前項の規定に関わらず委員の交代の必要が生じた場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

### (会議)

**第5条** 会議は、必要に応じ委員長が召集し、会議の議長を務める。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

**第6条** 策定委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

### (補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は策定委員会が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 最初に開催される策定委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

新温泉町障害福祉計画策定委員会委員名簿

委員構成	所属団体名	委員氏名
地域団体代表者	新温泉町自治連合会	谷口賢人
公共職業安定所	豊岡公共職業安定所香住出張所	長峰伸一
	新温泉町身体障害者福祉協会	田中敏治
障害者関係団体代表者	新温泉町手をつなぐ育成会	坂本和夫
	美方郡のぎく家族会	黒井忠雄
特別支援教育関係者	新温泉町校園長会 特別支援教育担当校長	秋山次彦
	出石特別支援学校みかた校	簗谷徹志
	新温泉町民生委員児童委員協議会	西村義正
	新温泉町社会福祉協議会	倉内晋
福祉、医療機関	北但広域療育センター	久木田憲彦
	生活支援センターほおづき	谷友紀子
	ひょうご発達障害者支援センター クローバー豊岡プランチ	成田恵祐
	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 出石精和園	松岡和哉
関係行政機関	豊岡健康福祉事務所	柳尚夫
	兵庫県豊岡こども家庭センター	田村太

令和3年3月

発行 新温泉町

〒669-6792

兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673 番地の 1

(事務局 新温泉町健康福祉課)

Tel 0796-82-5620

Fax 0796-82-2970